

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8222:2021

規格名：住宅及び類似設備用漏電遮断器一過電流保護装置付き（RCBOs）

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	附属書1及び2  箇条8 8.1 8.1.1	附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形漏電遮断器 及び附属書2 在来電気設備規定対応形漏電遮断器  箇条8 構造及び動作に関する要求事項  8.1 機械的設計  8.1.1 一般事項  漏電遮断器は、通常の使用状態で、その使用が使用者又は 周りに対して安全であって、かつ、危険を及ぼさない設計 及び構造でなければならない。	
第 二 条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条5 5.2.1.2  5.2.1.3  附属書1 箇条8 8.3.0B  附属書2	箇条5 漏電遮断器の特性  5.2.1.2 定格絶縁電圧 (Ui) 漏電遮断器の最大定格電圧は、いかなる場合でも定格絶 縁電圧を超えてはならない。  5.2.1.3 定格インパルス耐電圧 (Uimp) 漏電遮断器の製造業者が宣言する定格インパルス耐電圧 は、規定した定格インパルス耐電圧の標準値以上でなけ ればならない。  附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形漏電遮断器 箇条8 構造及び動作に関する要求事項  8.3.0B 断路能力 漏電遮断器は、断路機能をもたなければならない。  附属書2 在来電気設備規定対応形漏電遮断器	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8222:2021

規格名：住宅及び類似設備用漏電遮断器—過電流保護装置付き（RCBOs）

				<p>箇条8</p> <p>8.3.0B</p> <p>附属書1及び2</p> <p>箇条8</p> <p>8.1</p> <p>8.1.1</p> <p>8.1.4</p> <p>8.1.5</p>	<p>箇条8 構造及び動作に関する要求事項</p> <p>8.3.0B 断路能力</p> <p>断路機能を表示する漏電遮断器は、断路機能をもたなければならない。</p> <p>附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形漏電遮断器及び附属書2 在来電気設備規定対応形漏電遮断器</p> <p>箇条8 構造及び動作に関する要求事項</p> <p>8.1 機械的設計</p> <p>8.1.1 一般事項</p> <p>感度電流の設定又は規定の時延時間の設定用に特別に意図したものを除いて、漏電遮断器の漏電動作特性が変更できてはならない。工具の使用等、意図的な操作を除き、簡単に設定の切替えができてはならない。どのような方法であっても、漏電遮断器の機能を不能にするか妨害してはならない。</p> <p>8.1.4 ねじ、通電部品及び接続部</p> <p>設備に漏電遮断器を取り付けるときに使用するねじは、次のようなものでなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>—ねじ山切削タイプを使用しない</li> <li>—絶縁材料のねじ山とかみ合うねじは、ねじ穴又はナットにねじを確実に挿入することができる、等</li> </ul> <p>8.1.5 外部導体用端子</p> <p>外部導体用端子は、次のようなものでなければならない。</p>
--	--	--	--	--	---

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8222:2021

規格名：住宅及び類似設備用漏電遮断器—過電流保護装置付き（RCBOs）

				<p>一端子に導体を締め付ける手段は、他の部品を固定するために用いない</p> <p>—ねじ及びナットは、JISのメートルねじ山、又はピッチ及び機械的強度が同等以上のねじ山をもつもの、等</p> <p>8.5 動作特性</p> <p>漏電遮断器の動作特性は、漏電状態又は過電流状態の下で規定の動作特性の要求事項を満たさなければならない。</p> <p>8.7 短絡電流における性能</p> <p>漏電遮断器は、短絡動作の間に操作者を危険にさらしてはならない。</p> <p>8.14 漏電遮断器のインパルス電圧によるサージ電流不要動作性能</p> <p>漏電遮断器は、負荷設備の静電容量によって大地に流れるサージ電流、及び設備内のフラッシュオーバーによって大地に流れるサージ電流に十分耐えなければならない。</p> <p>箇条9 試験</p> <p>9.5 外部銅導体用ねじ式端子の信頼性試験</p> <p>端子に規定する最大断面積の銅のより線及び／又は可とう線を接続し、規定するトルクで締め付けたとき、保持している装置から導体のより線の外れがあってはならない。</p> <p>端子は、製造業者によって指定がない場合、硬導体（単線</p>
--	--	--	--	---

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8222:2021

規格名：住宅及び類似設備用漏電遮断器—過電流保護装置付き（RCBOs）

				又はより線）及び可とう線の全ての種類の導体が接続できなければならない。
			9.7	9.7 絶縁性能及び断路能力
			9.7.6	9.7.6 主回路に接続された制御回路の絶縁抵抗測定中の直流高電圧耐量に対する性能 漏電遮断器は、規定の試験に適合しなければならない。
			9.9	9.9 動作特性の検証
			9.9.1	9.9.1 漏電状態の下での動作特性の検証 全ての漏電遮断器は、規定の試験に適合しなければならない。
			9.22	9.22 信頼性の検証
			9.22.1	9.22.1 環境試験 規定する環境試験状態の下で、漏電遮断器は、規定の試験に適合しなければならない。
			附属書G	附属書G 現場での組立用に設計された漏電遮断器及び漏電ユニットで構成する漏電遮断器のための個別要求事項及び試験
			G.5	G.5 組立要求事項
			G.5.3	G.5.3 機械的要求事項 遮断器及び漏電ユニットは、互いに正しい方法で装着でき、かつ、不正な組立を防止するように設計してなければならない。引外し機構を結合する部品は、緩んではならない。組立のための固定手段は、緩み止めしてなければ

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8222:2021

規格名：住宅及び類似設備用漏電遮断器—過電流保護装置付き（RCBOs）

				<p>附属書J</p> <p>J.8</p> <p>J.8.5</p> <p>附属書JA</p>	<p>ならない。</p> <p>附属書J 外部銅導体接続用ねじなし端子の漏電遮断器の個別要求事項</p> <p>J.8 構造要求事項</p> <p>J.8.5 端子の設計及び構造</p> <p>端子の設計及び構成は、次のようでなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>—各導体を個々に締め付ける</li> <li>—接続又は取り外しのとき、導体を同時又は個別に、接続又は取り外しができる</li> <li>—導体が不完全な挿入とならない</li> </ul> <p>附属書JA 単相3線式中性線欠相保護付漏電遮断器</p> <p>次の試験を行ったとき、適切に動作しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>—過電圧検出装置の動作特性</li> <li>—過電圧動作時間</li> <li>—周囲温度の変化及び電源電圧の変動に対する動作過電圧、等</li> </ul>	
<p>第 三 条</p> <p>第 1 項</p>	<p>安全機能を有する設計等</p>	<p>電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。</p>	<p>■該当</p> <p>□非該当</p>	<p>附属書1及び2</p> <p>箇条8</p> <p>8.1</p>	<p>附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形漏電遮断器及び附属書2 在来電気設備規定対応形漏電遮断器</p> <p>箇条8 構造及び動作に関する要求事項</p> <p>8.1 機械的設計</p> <p>漏電遮断器の開閉専用中性極は、他の極より後から開路し、先に閉路しなければならない。</p>	

# 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8222:2021

規格名：住宅及び類似設備用漏電遮断器—過電流保護装置付き（RCBOs）

<p>第 三 条 第 2 項</p>	<p>安全機能を有する設計等</p>	<p>電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。</p>	<p>■該当 □非該当</p>	<p>箇条6  附属書1及び2  箇条8 8.5 8.5.2  箇条9 9.9.2  附属書G  G.4 G.4.2</p>	<p>箇条6 表示及び他の製品情報 漏電遮断器には、次の事項を表示しなければならない。 —製造業者名又は商標 —製品区分     ・形式、カタログ番号又は製造番号     ・規格番号、等 —定格電圧、定格周波数、定格電流、定格感度電流、等 附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形漏電遮断器 及び附属書2 在来電気設備規定対応形漏電遮断器 箇条8 構造及び動作に関する要求事項 8.5 動作特性 8.5.2 過電流状態 漏電遮断器は、基準温度と異なる周囲温度に対する、引外し特性の変化の情報を準備しなければならない。 箇条9 試験 9.9.2 過電流状態の下での動作特性の検証 漏電遮断器の瞬時引外しの試験において、各回の動作後に表示装置は、接点の開路位置を示さなければならない。 附属書G 現場での組立用に設計された配線用遮断器及び漏電ユニットで構成する漏電遮断器のための個別要求事項及び試験 G.4 表示、その他、製造業者からの情報 G.4.2 表示 遮断器には、組み合わせることができる遮断器の最大定</p>
------------------------	--------------------	---	---------------------	--	--

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8222:2021

規格名：住宅及び類似設備用漏電遮断器—過電流保護装置付き（RCBOs）

				<p>附属書J</p> <p>J.6</p> <p>附属書K</p> <p>K.6</p> <p>附属書JA</p> <p>JA.4</p>	<p>格電流等を表示しなければならない。</p> <p>附属書J 外部銅導体接続用ねじなし端子の漏電遮断器の個別要求事項</p> <p>J.6 表示</p> <p>端子へ導体を挿入する前に剥ぎ取る絶縁被覆の長さを示す適切な表示がなければならない。</p> <p>附属書K 平形接続子方式の漏電遮断器の個別要求事項</p> <p>K.6 表示</p> <p>平形接続端子の製造業者の名称又は商標、形式名等を表示しなければならない。</p> <p>附属書JA 单相3線式中性線欠相保護付漏電遮断器</p> <p>JA.4 表示</p> <p>单相3線式中性線欠相保護機能付であることの表示等を表示しなければならない。</p>	
第 四 条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	<p>附属書1</p> <p>箇条8</p> <p>8.6</p> <p>箇条9</p> <p>9.10</p>	<p>附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形漏電遮断器</p> <p>箇条8 構造及び動作に関する要求事項</p> <p>8.6 機械的及び電氣的耐久性</p> <p>漏電遮断器は、機械的及び電氣的に十分な操作回数を遂行できなければならない。</p> <p>箇条9 試験</p> <p>9.10 機械的及び電氣的耐久性能の検証</p> <p>漏電遮断器は、規定の回数の閉・開路操試験後、標準試験指が充電部に接触できるようなエンクロージャの損傷を</p>	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8222:2021

規格名：住宅及び類似設備用漏電遮断器—過電流保護装置付き（RCBOs）

				<p>附属書2</p> <p>箇条8</p> <p>8.6</p> <p>8.17B</p> <p>箇条9</p> <p>9.10</p> <p>附属書1及び2</p> <p>箇条8</p> <p>8.1.4</p>	<p>生じてはならない。</p> <p>附属書2 在来電気設備規定対応形漏電遮断器</p> <p>箇条8 構造及び動作に関する要求事項</p> <p>8.6 機械的及び電氣的耐久性能並びに過負荷開閉性能 漏電遮断器は、機械的及び電氣的に十分な操作回数を遂行できなければならない。</p> <p>8.17B 差込接続式漏電遮断器に対する追加要求事項 差込接続式の漏電遮断器の刃受けに規定の試験を行ったとき、規定する開閉性能及び刃取付部強度性能に適合しなければならない。</p> <p>箇条9 試験</p> <p>9.10 機械的及び電氣的耐久性能並びに過負荷開閉性能の検証 漏電遮断器は、規定の回数の閉・開路操試験後、標準試験指が充電部に接触できるようなエンクロージャの損傷を生じてはならない。</p> <p>附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形漏電遮断器及び附属書2 在来電気設備規定対応形漏電遮断器</p> <p>箇条8 構造及び動作に関する要求事項</p> <p>8.1.4 ねじ、通電部品及び接続部 電氣的及び機械的接続部は、製造業者が意図する通常使用状態の下で生じる機械的応力に耐えなければならない。</p>	
--	--	--	--	--	---	--



## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8222:2021

規格名：住宅及び類似設備用漏電遮断器—過電流保護装置付き（RCBOs）

			8.7	8.7 短絡電流における性能 充電された導電部間又は充電された導電部と大地との間でフラッシュオーバを生じることなく、規定回数の短絡電流遮断を実施できなければならない。
			8.8	8.8 機械的衝撃及び打撃に対する耐性 漏電遮断器は、取付中及び使用中に受けるストレスに耐えるだけの機械的性能をたなければならない。
			8.16	8.16 信頼性 漏電遮断器は、部品の劣化を考慮し、長期間の給電後も動作に信頼性がなければならない。
			箇条9	箇条9 試験
			9.23	9.23 電子部品のエージング試験 漏電遮断器を規定の環境温度で定格電流を通电したとき、漏電遮断器の電子部品は、損傷があってはならない。
			9.25	9.25 耐食性試験 規定の耐食試験において、部品の表面はさびの兆候を示してはならない。
			附属書G	附属書G 現場での組立用に設計された配線用遮断器及び漏電ユニットで構成する漏電遮断器のための個別要求事項及び試験
			G.6	G.6 形式試験及び検証
			G.6.2	G.6.2 漏電ユニットの試験 漏電ユニットは、ねじ、通電部品及び接続部の信頼性試験

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8222:2021

規格名：住宅及び類似設備用漏電遮断器—過電流保護装置付き（RCBOs）

				G.6.3 附属書J J.8 J.8.6 J.9 附属書K K.8.2	<p>等を満足しなければならない。</p> <p>G.6.3 遮断器及び漏電ユニットの組立（漏電遮断器）試験 漏電遮断器は、機械的耐久性、電子部品のエージング要求等を満足しなければならない。</p> <p>附属書J 外部銅導体接続用ねじなし端子の漏電遮断器の個別要求事項</p> <p>J.8 構造要求事項</p> <p>J.8.6 耐エージング性 端子は、エージングに対して耐性をもたなければならない。</p> <p>J.9 試験 規定のサイクル試験において、漏電遮断器の端子は、割れ目、変形又はこれに類する継続使用を損なうような明白な変化があってはならない。</p> <p>附属書K 平形接続子方式の漏電遮断器の個別要求事項</p> <p>K.8.2 外部導体用端子 メールタブ及び平形接続端子は、機械的強度、電気的導電性及び使用環境に適した耐食性をもつ金属製のものでなければならない。</p>	
第五 条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示を	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条7 7.1	箇条7 標準使用及び取付条件 7.1 標準使用条件 漏電遮断器の標準使用条件は、規定の周囲温度、標高、相対湿度等の範囲で使用しなければならない。	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8222:2021

規格名：住宅及び類似設備用漏電遮断器—過電流保護装置付き（RCBOs）

		されているものとする。		7.3	7.3 汚損度 この規格に適合する漏電遮断器は、汚損度2の環境を適用しなければならない。
				附属書1	附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形漏電遮断器 この附属書で扱う漏電遮断器を在来電気設備規定の回路に使用してはならない。
				附属書2	附属書2 在来電気設備規定対応形漏電遮断器 この附属書は、在来電気設備規定によって施工する電気設備用の住宅及び類似設備用の漏電遮断器について規定する。
				附属書1及び2	附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形漏電遮断器及び附属書2 在来電気設備規定対応形漏電遮断器
				箇条8	箇条8 構造及び動作に関する要求事項
				8.5	8.5 動作特性
				8.5.2.4	8.5.2.4 過電流引外し特性に対する周囲温度の影響 基準温度以外の-5~40℃の範囲内の周囲温度で、漏電遮断器の引外し特性を満足できないような影響があってはならない。
				附属書G	附属書G 現場での組立用に設計された配線用遮断器及び漏電ユニットで構成する漏電遮断器のための個別要求事項及び試験
				G.5	G.5 組立要求事項
				G.5.2	G.5.2 保護等級

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8222:2021

規格名：住宅及び類似設備用漏電遮断器—過電流保護装置付き（RCBOs）

					漏電ユニットの保護等級は、組み合わせる遮断器の保護等級より低くはならない。
第 六 条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	附属書1 箇条9 9.14 9.14.1  9.15  附属書2 箇条9 9.15  附属書1及び2 箇条8 8.1.4	附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形漏電遮断器 箇条9 試験 9.14 耐熱性試験 9.14.1 供試品を規定の温度の恒温槽の中に規定時間保持したとき、供試品は、その後の使用を損なうような変化があつてはならない。 9.15 耐過熱性能及び耐着火性能試験 通電部品及び保護回路部品を保持する絶縁材料からなる漏電遮断器の外部部品は、規定のグローワイヤ試験に適合しなければならない。 附属書2 在来電気設備規定対応形漏電遮断器 箇条9 試験 9.15 耐過熱性能及び耐着火性能試験 コンセントとの突き合わせ面に接する漏電遮断器の外面であつて、その栓刃に直接接する絶縁材料にあつては、保証トラッキング指数（PTI）が規定値以上でなければならない。 附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形漏電遮断器及び附属書2 在来電気設備規定対応形漏電遮断器 箇条8 構造及び動作に関する要求事項 8.1.4 ねじ、通電部品及び接続部

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8222:2021

規格名：住宅及び類似設備用漏電遮断器—過電流保護装置付き（RCBOs）

				8.2	<p>通電部品は、保護導体用部品を含めて、装置内で生じる状態においてそれらの使用目的に適切な耐腐食性をもつ金属でできていなければならない。</p> <p>8.2 感電保護</p> <p>電線又は電線管用の開口部は、絶縁材料製か、絶縁材料のブッシング又は同様な装置を設けなければならない。</p>
				8.9	<p>8.9 耐熱性能</p> <p>漏電遮断器は、熱に対して十分に耐えなければならない。</p>
				箇条9	<p>箇条9 試験</p>
				9.14	<p>9.14 耐熱性試験</p>
				9.14.2	<p>9.14.2 通電部品及び保護回路部品の位置を保持する絶縁材料からなる漏電遮断器の外部部品は、規定のボールプレッシャ試験に適合しなければならない。</p>
				附属書G	<p>附属書G 現場での組立用に設計された配線用遮断器及び漏電ユニットで構成する漏電遮断器のための個別要求事項及び試験</p>
				G.6	<p>G.6 形式試験及び検証</p> <p>漏電ユニットは、附属書Iに規定する耐熱性試験、耐過熱性能及び耐着火性能試験に適合しなければならない。</p>
				附属書K	<p>附属書K 平形接続子方式の漏電遮断器の個別要求事項</p>
				K.8.2	<p>K.8.2 外部導体用端子</p> <p>メーラタブ及び平形接続端子は、機械的強度、電氣的導電性及び使用環境に適した耐食性をもつ金属製のものでな</p>

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8222:2021

規格名：住宅及び類似設備用漏電遮断器—過電流保護装置付き（RCBOs）

					なければならない。
第七 条 第 1 号	感電に対する 保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。  一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	附属書1 箇条9 9.14 9.14.1  附属書1及び2  箇条8 8.2  箇条9 9.6	附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形漏電遮断器 箇条9 試験 9.14 耐熱性試験 9.14.1 供試品を規定の温度の恒温槽の中に規定時間保持し、その後供試品を通常の使用状態で取り付けたとき、標準試験指は通常は接触できない充電部に接触してはならない。 附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形漏電遮断器及び附属書2 在来電気設備規定対応形漏電遮断器 箇条8 構造及び動作に関する要求事項 8.2 感電保護 漏電遮断器は、通常使用状態に取り付けて配線したとき、充電部に接近可能でないように設計しなければならない。 箇条9 試験 9.6 感電保護の検証 漏電遮断器を通常使用状態に取り付け、漏電遮断器に接続できる最小及び最大断面積の導体を接続したとき、標準試験指は、充電部に接触してはならない。
第七 条 第 2 号	感電に対する 保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	附属書1及び2  箇条8	附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形漏電遮断器 及び附属書2 在来電気設備規定対応形漏電遮断器 箇条8 構造及び動作に対する要求事項

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8222:2021

規格名：住宅及び類似設備用漏電遮断器—過電流保護装置付き（RCBOs）

				8.1 8.1.1 附属書G G.6 G.6.3	8.1 機械的設計 8.1.1 一般事項 漏電遮断器は、通常の使用状態で、その使用が使用者又は 周りに対して安全であって、かつ、危険を及ぼさない設計 及び構造でなければならない。 附属書G 現場での組立用に設計された配線用遮断器及び 漏電ユニットで構成する漏電遮断器のための個別要求事 項及び試験 G.6 形式試験及び検証 G.6.3 遮断器及び漏電ユニットの組立（漏電遮断器）試験 この附属書で規定する漏電遮断器に対して、規定する感 電に関する試験に適合しなければならない。	
第 八 条	絶縁性能の保 持	電気用品は、通常の使用状態において受け るおそれがある内外からの作用を考慮し、 かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保 たれるものとする。	■該当 □非該当	附属書1 箇条9 9.10 附属書2 箇条8 8.3 8.3.0D	附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形漏電遮断器 箇条9 試験 9.10 機械的及び電氣的耐久性能の検証 漏電遮断器は、規定する耐電圧試験に合格しなければな らない。 附属書2 在来電気設備規定対応形漏電遮断器 箇条8 構造及び動作に関する要求事項 8.3 耐電圧性能及び断路能力 8.3.0D 定格インパルス耐電圧（Uimp）を宣言しない漏電 遮断器の雷インパルス耐電圧性能 定格インパルス耐電圧を宣言しない漏電遮断器は、雷イ	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8222:2021

規格名：住宅及び類似設備用漏電遮断器—過電流保護装置付き（RCBOs）

				<p>簡条9</p> <p>9.7</p> <p>9.7.7A</p> <p>9.10</p> <p>附属書1及び2</p> <p>簡条8</p> <p>8.1.3</p> <p>8.2</p> <p>8.3</p>	<p>ンパルス耐電圧試験に適切に耐えなければならない。</p> <p>簡条9 試験</p> <p>9.7 絶縁性能の試験</p> <p>9.7.7A 定格インパルス耐電圧 (Uimp) を宣言しない漏電遮断器の雷インパルス耐電圧性能の検証</p> <p>漏電遮断器は、規定のインパルス耐電圧試験に耐えなければならない。</p> <p>9.10 機械的及び電氣的耐久性能並びに過負荷開閉性能の検証</p> <p>漏電遮断器は、規定する耐電圧試験に合格しなければならない。</p> <p>附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形漏電遮断器及び附属書2 在来電気設備規定対応形漏電遮断器</p> <p>簡条8 構造及び動作に関する要求事項</p> <p>8.1.3 空間距離及び沿面距離（附属書B参照）</p> <p>最小の空間距離及び沿面距離は、規定の値以上でなければならない。</p> <p>8.2 感電保護</p> <p>漏電遮断器は、外部部品で通常使用状態で接近可能なものは、絶縁材料で作られていなければならない。</p> <p>金属製の操作部は、充電部から絶縁しなければならない。</p> <p>その露出導電部は絶縁材料で覆わなければならない。</p> <p>8.3 耐電圧性能及び断路能力</p>
--	--	--	--	--	--



## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8222:2021

規格名：住宅及び類似設備用漏電遮断器—過電流保護装置付き（RCBOs）

					漏電遮断器は、適切な耐電圧性能を確保しなければならない。
				箇条9	箇条9 試験
				9.7	9.7 絶縁性能の試験
				9.7.1	9.7.1 湿度に対する耐性 試験後、供試品は規定の絶縁性能試験に耐えなければならない。
				9.12	9.12 短絡試験 規定の短絡試験後、漏電遮断器は、規定の耐電圧試験に耐えなければならない。
				附属書D	附属書D 受渡試験
				D.3	D.3 耐電圧試験 漏電遮断器は、規定の耐電圧試験において、フラッシュオーバ及び絶縁破壊が生じてはならない。
				附属書E	附属書E 安全特別低電圧（SELV）用の補助回路に関する個別要求事項 安全特別低電圧（SELV）に接続することを意図した補助回路の充電部は、規定の要求事項に従ってより高い電圧の回路から分離しなければならない。
				附属書G	附属書G 現場での組立用に設計された配線用遮断器及び漏電ユニットで構成する漏電遮断器のための個別要求事項及び試験
				G.6	G.6 形式試験及び検証

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8222:2021

規格名：住宅及び類似設備用漏電遮断器一過電流保護装置付き（RCBOs）

				G.6.3  附属書K K.8.1  附属書JD	G.6.3 遮断器及び漏電ユニットの組立（漏電遮断器）試験 この附属書で規定する漏電遮断器に対して、規定する耐電圧試験に適合しなければならない。  附属書K 平形接続子方式の漏電遮断器の個別要求事項 K.8.1 空間距離及び沿面距離（附属書B参照） 漏電遮断器のメールタブに挿入した状態で平形接続端子の最小の空間距離及び沿面距離は、規定の値以上でなければならない。  附属書JD 定格インパルス耐電圧を表示しない装置の絶縁距離  通常の使用状態において、人が触れるおそれのある外面に露出するおそれのある充電部は、適切な電気絶縁物によって覆っていないなければならない。	
第九條	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	附属書1 箇条8 8.10  附属書2 箇条8 8.10	附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形漏電遮断器 箇条8 構造及び動作に関する要求事項 8.10 耐過熱性能及び耐着火性能 漏電遮断器の絶縁材料の外郭部分は、その近傍の通電部分が故障又は過負荷状態によって高温になった場合、発火したり、火が広がったりしてはならない。  附属書2 在来電気設備規定対応形漏電遮断器 箇条8 構造及び動作に関する要求事項 8.10 耐過熱性能及び耐着火性能 漏電遮断器の本体に栓刃をもち、電源に直接接続するも	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8222:2021

規格名：住宅及び類似設備用漏電遮断器—過電流保護装置付き（RCBOs）

				<p>のは、その近傍の通電部分が故障又は過負荷状態によって高温になった場合、発火したり、火が広がったりしてはならない。</p> <p>附属書1及び2 附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形漏電遮断器及び附属書2 在来電気設備規定対応形漏電遮断器</p> <p>箇条8 箇条8 構造及び動作に関する要求事項</p> <p>8.4 8.4 温度上昇</p> <p>取付面に直接接触する漏電遮断器の面を含むその他の外面部分の温度上昇限度は、規定する限界値を超えてはならない。</p> <p>箇条9 箇条9 試験</p> <p>9.8 9.8 温度上昇試験</p> <p>規定の試験中、温度上昇は規定する値を超えてはならない。</p> <p>9.12 9.12 短絡試験</p> <p>短絡試験試験中、漏電遮断器は、アークが持続してはならない。</p> <p>9.12.12 9.12.12 短絡試験後の漏電遮断器の検証</p> <p>規定の短絡試験において、漏電遮断器に覆ったさらしかなきんが着火してはならない。</p> <p>9.12.13 9.12.13 定格漏電投入及び遮断容量（<math>I\Delta m</math>）の検証</p> <p>規定の試験を行った後、漏電遮断器に覆ったさらしかなきんが着火してはならない。</p> <p>9.12.13A 9.12.13A コード短絡保護機能の検証</p>	
--	--	--	--	--	--

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8222:2021

規格名：住宅及び類似設備用漏電遮断器一過電流保護装置付き（RCBOs）

				9.12.13A	コード被覆溶融保護試験後、コードの被覆が溶融せず、かつ、コードの導体が溶断してはならない。
第十條	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	附属書1及び2  箇条8  8.4   箇条9  9.8	附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形漏電遮断器 及び附属書2 在来電気設備規定対応形漏電遮断器  箇条8 構造及び動作に関する要求事項  8.4 温度上昇  漏電遮断器の手動操作中に人が触れる可能性がある外部部品の温度上昇限度は、規定する値を超えてはならない。  箇条9 試験  9.8 温度上昇試験  漏電遮断器の手動操作中に人が触れる可能性がある外部部品の温度上昇は、規定する値を超えてはならない。
第十一條第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	附属書1及び2  箇条8  8.2	附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形漏電遮断器 及び附属書2 在来電気設備規定対応形漏電遮断器  箇条8 構造及び動作に関する要求事項  8.2 感電保護  裏打ちは、適切な厚さ及び機械的強度をもち、鋭い角が生じる位置には適切な保護を施さなければならない。
第十一條第2項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるもの	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	附属書1  箇条9  9.13  9.13.1	附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形漏電遮断器  箇条9 試験  9.13 耐機械的衝撃及び打撃の検証  9.13.1 機械的衝撃  漏電遮断器を規定の高さから落下させたとき、漏電遮断

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8222:2021

規格名：住宅及び類似設備用漏電遮断器—過電流保護装置付き（RCBOs）

		とする。		<p>9.13.2</p> <p>9.13.2 機械的打撃</p> <p>漏電遮断器に規定の衝撃を加えたとき、充電部に近接できる又は漏電遮断器の継続使用を損なうようなカバーの破損、操作装置、絶縁材料の裏打ち、バリアなどの損傷があつてはならない。</p> <p>附属書2 在来電気設備規定対応形漏電遮断器</p> <p>箇条8 構造及び動作に関する要求事項</p> <p>8.17B 8.17B 差込接続式漏電遮断器に対する追加要求事項</p> <p>差込接続式漏電遮断器は、次の試験に適合しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>—自重落下強度試験</li> <li>—刃受け保持力試験</li> <li>—コード引止部強度試験、等</li> </ul> <p>9.13 9.13 機械的衝撃</p> <p>9.13.1 9.13.1 振動試験</p> <p>漏電遮断器を製造業者が意図する通常の使用状態に取り付け、規定の振動試験を行ったとき、漏電遮断器は開放せず、各部に異常があつてはならない。</p> <p>9.13.2 9.13.2 衝撃加速度試験</p> <p>漏電遮断器を製造業者が意図する通常の使用状態に取り付け、規定の衝撃加速度試験を行ったとき、漏電遮断器は各部に異常があつてはならない。</p>	
--	--	------	--	--	--

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8222:2021

規格名：住宅及び類似設備用漏電遮断器—過電流保護装置付き（RCBOs）

				<p>附属書1及び2</p> <p>箇条9</p> <p>9.5</p> <p>9.13.2.2</p> <p>9.13.2.3</p> <p>附属書G</p> <p>G.6</p> <p>G.6.2</p> <p>G.6.3</p>	<p>附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形漏電遮断器及び附属書2 在来電気設備規定対応形漏電遮断器</p> <p>箇条9 試験</p> <p>9.5 外部銅導体用ねじ式端子の信頼性試験</p> <p>端子に規定する最小及び最大断面積の銅導体で、単線又はより線のうちいずれか最も不利な方を接続し、規定するトルクで締め付けたとき、導体には、不適切な損傷及び断線があってはならない。</p> <p>9.13.2.2 レール取付用漏電遮断器に規定の力を加えたとき、漏電遮断器は外れてはならない。</p> <p>9.13.2.3 差込形漏電遮断器</p> <p>その接続だけで固定する差込形遮断器に規定の力加えたとき、漏電遮断器側の部分が、端子台からゆるんだり、外れていたりしてはならない。</p> <p>附属書G 現場での組立用に設計された配線用遮断器及び漏電ユニットで構成する漏電遮断器のための個別要求事項及び試験</p> <p>G.6 形式試験及び検証</p> <p>G.6.2 漏電ユニットの試験</p> <p>漏電ユニットは、指定の導体を接続した端子への規定の張力試験を満足しなければならない。</p> <p>G.6.3 遮断器及び漏電ユニットの組立（漏電遮断器）試験</p> <p>この附属書で規定する漏電遮断器に対して、試験指に規</p>
--	--	--	--	---	--

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8222:2021

規格名：住宅及び類似設備用漏電遮断器—過電流保護装置付き（RCBOs）

				<p>定の力を加えたとき、エンクロージャ及びカバーは、試験指が充電部に接触するほどの変形があつてはならない。</p> <p>附属書J 外部銅導体接続用ねじなし端子の漏電遮断器の個別要求事項</p> <p>J.9 試験</p> <p>J.9.1 ねじなし端子の信頼性試験</p> <p>J.9.1.1 ねじなし方式の信頼性</p> <p>規定の導体を端子に挿入後、挿入した導体を90°捻回させ、その後取り外したとき、端子は、使用上障害となるような損傷があつてはならない。</p> <p>J.9.1.2 接続信頼性の試験</p> <p>規定の導体を端子内にできる限り押し込むか、又は明らかに十分な接続ができるまで差し込んだとき、導体の素線は、端子から外れてはならない。</p> <p>J.9.2 外部導体用端子の信頼性試験：機械的強度</p> <p>端子に規定の導体を取り付け、導体に規定の引張力を加えたとき、導体は端子から抜けてはならない。</p> <p>附属書K 平形接続子方式の漏電遮断器の個別要求事項</p> <p>K.8 構造要求事項</p> <p>K.8.2 外部導体用端子</p> <p>メールタブに規定の機械的過負荷試験を行ったとき、メールタブは確実に保持しなければならぬ。</p> <p>K.9 試験</p>
--	--	--	--	---

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8222:2021

規格名：住宅及び類似設備用漏電遮断器—過電流保護装置付き（RCBOs）

				K.9.5  附属書JA JA.6	K.9.5 機械的過負荷  メールタブ本体又はメールタブを組み込んだ漏電遮断器に規定の機械的過負荷試験を行ったとき、漏電遮断器は、継続使用を損なうような損傷があってはならない。  附属書JA 単相3線式中性線欠相保護付漏電遮断器  JA.6 単相3線式中性線欠相保護機能に関する構造及び動作に対する要求事項  単相3線式中性線欠相保護装置の過電圧検出リード線に規定の張力試験を行ったとき、過電圧検出リード線はこれに耐えなければならない。	
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当  □非該当	附属書1 箇条9 9.10  附属書2 箇条9 9.10	附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形漏電遮断器 箇条9 試験  9.10 機械的及び電氣的耐久性能の検証 漏電遮断器は、規定の回数の閉・開路操試験後、コンパウンドのしみ出しがあってはならない。  附属書2 在来電気設備規定対応形漏電遮断器 箇条9 試験  9.10 機械的及び電氣的耐久性能並びに過負荷開閉性能の検証 漏電遮断器は、規定の回数の閉・開路操試験後、コンパウンドのしみ出しがあってはならない。	
第十三条	電気用品から発せられる電	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措	□該当  ■非該当	—	—	部品であり、人体に危害を及ぼ



## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8222:2021

規格名：住宅及び類似設備用漏電遮断器一過電流保護装置付き（RCBOs）

	磁波による危害の防止	置されているものとする。				すおそれのある電磁波が発生しないため、非該当が妥当と考える。
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	附属書1及び2  箇条8  8.1  8.1.1	附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形漏電遮断器 及び附属書2 在来電気設備規定対応形漏電遮断器  箇条8 構造及び動作に関する要求事項  8.1 機械的設計  8.1.1 一般事項  漏電遮断器は、通常の使用状態で、その使用が使用者又は周りに対して安全であって、かつ、危険を及ぼさない設計及び構造でなければならない。	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	附属書1及び2  箇条8  8.1  8.1.2	附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形漏電遮断器 及び附属書2 在来電気設備規定対応形漏電遮断器  箇条8 構造及び動作に関する要求事項  8.1 機械的設計  8.1.2 機構  漏電遮断器は、手動で開閉できなければならない。	
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	附属書1及び2  箇条8  8.1	附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形漏電遮断器 及び附属書2 在来電気設備規定対応形漏電遮断器  箇条8 構造及び動作に関する要求事項  8.1 機械的設計	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8222:2021

規格名：住宅及び類似設備用漏電遮断器—過電流保護装置付き（RCBOs）

				8.1.2 箇条9 9.9 9.9.2 9.9.2.2A	8.1.2 機構 漏電遮断器は、引外し自由機構をもたなければならない。 箇条9 試験 9.9 動作特性の検証 9.9.2 過電流状態の下での動作特性の検証 9.9.2.2A 越流試験 漏電遮断器は、自動動作してはならない。	
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	附属書1 箇条8 8.12 附属書1及び2 箇条8 8.1 8.12A	附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形漏電遮断器 箇条8 構造及び動作に関する要求事項 8.12 電源電圧依存形漏電遮断器に対する要求事項 電源電圧依存形漏電遮断器は、規定の電圧範囲内に対しても正常に動作しなければならない。 附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形漏電遮断器及び附属書2 在来電気設備規定対応形漏電遮断器 箇条8 構造及び動作に関する要求事項 8.1 機械的設計 8.12A 主回路に過電流が流れた場合の漏電遮断器の動作タイプJの漏電遮断器は、規定する過電流状態の下で動作してはならない。	
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定す	■該当 □非該当	附属書1及び2 箇条8 8.1	附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形漏電遮断器及び附属書2 在来電気設備規定対応形漏電遮断器 箇条8 構造及び動作に関する要求事項 8.1 機械的設計	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8222:2021

規格名：住宅及び類似設備用漏電遮断器—過電流保護装置付き（RCBOs）

		るとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。		8.1.5  附属書G  G.5 G.5.4	8.1.5 外部導体用端子 漏電遮断器は、規定した公称断面積の銅導体を接続できる端子でなければならない。 附属書G 現場での組立用に設計された配線用遮断器及び漏電ユニットで構成する漏電遮断器のための個別要求事項及び試験 G.5 組立要求事項 G.5.4 電氣的協調 漏電ユニットの端子は、組み合わせるように設計した遮断器の定格電流に対して規定する範囲の公称断面積導体の接続ができなければならない。	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	■該当 □非該当	附属書1 箇条8 8.17  附属書2 箇条8 8.17A  8.17A.1	附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形漏電遮断器 箇条8 構造及び動作に関する要求事項 8.17 電磁両立性（EMC） 漏電遮断器は、関連する電磁両立性（EMC）の要求事項を満足しなければならない。 附属書2 在来電気設備規定対応形漏電遮断器 箇条8 構造及び動作に関する要求事項 8.17A 放射電磁波不動作 放射電磁波不動作試験を行ったとき、動作してはならない。 8.17A.1 高調波電流重畳引外し 高調波電流重畳引外し試験を行ったとき、感度電流値は、	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8222:2021

規格名：住宅及び類似設備用漏電遮断器—過電流保護装置付き（RCBOs）

				8.17A.2	定格漏電不動作電流の値を超え、定格感度電流の値以下でなければならない。
				8.17A.2	8.17A.2 高周波電流重畳引外し
				高周波電流重畳引外し試験を行ったとき、感度電流値は、定格漏電不動作電流の値を超え、定格感度電流の値以下でなければならない。	
				箇条9	箇条9 試験
				9.19	9.19 インパルス電圧によって生じるサージ電流での漏電遮断器の不要動作の検証
				9.19.2A	9.19.2A 雷インパルス不動作試験
				雷インパルス不動作試験を行ったとき、動作してはならない。	
				附属書G	附属書G 現場での組立用に設計された配線用遮断器及び漏電ユニットで構成する漏電遮断器のための個別要求事項及び試験
				G.6	G.6 形式試験及び検証
				G.6.3	G.6.3 遮断器及び漏電ユニットの組立（漏電遮断器）試験 この附属書で規定する漏電遮断器に対して、表12に規定する形式試験（電磁両立性（EMC）の要求事項）を適用しなければならない。
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	附属書1 箇条8 8.17	附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形漏電遮断器 箇条8 構造及び動作に関する要求事項 8.17 電磁両立性（EMC）

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8222:2021

規格名：住宅及び類似設備用漏電遮断器一過電流保護装置付き（RCBOs）

				<p>附属書2 箇条8 8.17C</p>	<p>漏電遮断器は、関連する電磁両立性（EMC）の要求事項を満足しなければならない。</p> <p>附属書2: 在来電気設備規定対応形漏電遮断器 箇条8 構造及び動作に関する要求事項 8.17C 雑音の強さ</p> <p>定格電圧が300 V以下で、定格電流が100 A以下の漏電遮断器は、JIS C 8300の附属書O（雑音の強さ）の要求事項を満たさなければならない。</p>	
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<p><input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当</p>	<p>箇条6  附属書1 箇条9 9.14 9.14.1 附属書1及び2  箇条8 8.1 8.1.2</p>	<p>箇条6 表示及び他の製品情報 漏電遮断器には、容易に消えない方法で、規定の表示を示さなければならない。</p> <p>附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形漏電遮断器 箇条9 試験 9.14 耐熱性試験 9.14.1 耐熱性試験後、表示は読み取れなければならない。</p> <p>附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形漏電遮断器及び附属書2 在来電気設備規定対応形漏電遮断器 箇条8 構造及び動作に関する要求事項 8.1 機械的設計 8.1.2 機構</p> <p>表示灯を用いる場合、表示灯は漏電遮断器が閉路しているときに点灯し、明るい色でなければならない。主接点の位置表示を分離した機械的表示装置で行う場合は、閉路</p>	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8222:2021

規格名：住宅及び類似設備用漏電遮断器一過電流保護装置付き（RCBOs）

				箇条9 9.3 附属書JA JA.4	位置を赤色とし、開路位置を緑色で表示しなければならない。 箇条9 試験 9.3 表示の不滅性試験 不滅性試験後、表示は容易に判読できなければならない。 附属書JA 単相3線式中性線欠相保護付漏電遮断器 JA.4 表示 表示は、取付位置で明確に見えなければならない。	
第 二 十 条 第 1 号	表示等（長期 使用製品安全 表示制度によ る表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規 定によるほか、当該各号に定めるところに よる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は 電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のも のに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼 ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい 箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消え ない方法で、次に掲げる事項を表示するこ と。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製 品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第 三十二条の三第一項第一号に規定する設計 標準使用期間をいう。以下同じ。）	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8222:2021

規格名：住宅及び類似設備用漏電遮断器一過電流保護装置付き（RCBOs）

		(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第二十条第2号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—
第二十条第3号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限る、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8222:2021

規格名：住宅及び類似設備用漏電遮断器一過電流保護装置付き（RCBOs）

		に至るおそれがある旨。				
第 二 十 条 第 4 号	表示等（長期 使用製品安全 表示制度によ る表示）	<p>四 テレビジョン受信機（ブラウン管のも のに限り、産業用のものを除く。） 機器本 体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、か つ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項 を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用 すると、経年劣化による発火、けが等の事故 に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	-	-	-